

# 兵庫県公報

平成19年11月2日 金曜日 第1924号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	1
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
○道路の位置指定（建築指導課）	13
<b>公 告</b>	
○県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	14
○平成19年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	16
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	16
○落札者等の公示（管理課）	17
<b>教育委員会公告</b>	
○入札公告（県立香住高等学校）	17
<b>企業庁公告</b>	
○県有地の一般競争入札による売払い	20
<b>正 誤</b>	
○平成19年10月12日付け兵庫県公報第1918号中	21

## 告 示

### 兵庫県告示第1131号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社 明石工場  
明石市川崎町1番1号  
明石事務所長 橋本芳純
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社 明石工場  
明石市川崎町1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.1)		63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No.2)	
		通 常	最 大	通 常	最 大
能 力	360kg/日	500m <sup>3</sup> /分	500m <sup>3</sup> /分	750m <sup>3</sup> /分	750m <sup>3</sup> /分
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左	同 左	同 左	同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2箇月	同 左	同 左	同 左	同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～19時 10時間	同 左	同 左	同 左	同 左
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左	同 左	同 左	同 左
区 分	通 常	通 常	最 大	通 常	最 大
水素イオン濃度 (水素指数)	2	11	11	11	11
生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	50	100	50	100
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	50	100	50	100
浮遊物質 (単位 mg/L)	10	50	100	50	100
六価クロム化合物 (単位 mg/L)	10	5	40,000	5	50
ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	10	2	100	2	10
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	1.5	0.3	14	0.3	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	8	0	10	0	1月に1回 1

備考 既設特定施設の廃止及び使用方法の変更により、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年11月2日から同月26日まで  
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境政策課

### 兵庫県告示第1132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
口藤 I (110060155)	豊岡市但東町口藤（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥藤(1) I (110060156)	豊岡市但東町奥藤（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥藤(2) I (110060157)	豊岡市但東町奥藤（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田(1) I (110060158)	豊岡市但東町太田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
太田(2) I (110060159)	豊岡市但東町太田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
日向 I (110060160)	豊岡市但東町日向（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
中山 I (110060161)	豊岡市但東町中山（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
赤野 I (110060162)	豊岡市但東町中山（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
如布(1) I (110060163)	豊岡市但東町中山（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
如布(2) I (110060164)	豊岡市但東町中山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊

正眼寺 I (110060165)	豊岡市但東町中山 (別図 11 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑山 I (110060166)	豊岡市但東町畑山 (別図 12 のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂津 (1) I (110060167)	豊岡市但東町坂津 (別図 13 のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂津 (2) I (110060168)	豊岡市但東町坂津 (別図 14 のとおり)	急傾斜地の崩壊
木村 (1) II (110060169)	豊岡市但東町木村 (別図 15 のとおり)	急傾斜地の崩壊
木村 (2) II (110060170)	豊岡市但東町木村 (別図 16 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東里 (1) II (110060171)	豊岡市但東町東里 (別図 17 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東里 (2) II (110060172)	豊岡市但東町東里 (別図 18 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東里 (3) II (110060173)	豊岡市但東町東里 (別図 19 のとおり)	急傾斜地の崩壊
東里 (4) II (110060174)	豊岡市但東町東里 (別図 20 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑山 (4) II (110060175)	豊岡市但東町畑山 (別図 21 のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮本 II (110060176)	豊岡市但東町畑山 (別図 22 のとおり)	急傾斜地の崩壊
如布 II (110060177)	豊岡市但東町中山 (別図 23 のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山 II (110060178)	豊岡市但東町中山 (別図 24 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑山 (1) II (110060179)	豊岡市但東町畑山 (別図 25 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑山 (2) II (110060180)	豊岡市但東町畑山 (別図 26 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑山 (3) II (110060181)	豊岡市但東町畑山 (別図 27 のとおり)	急傾斜地の崩壊

坂野(1)Ⅱ (110060182)	豊岡市但東町坂野(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂野(2)Ⅱ (110060183)	豊岡市但東町坂野(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂野(3)Ⅱ (110060184)	豊岡市但東町坂野(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤野Ⅱ (110060185)	豊岡市但東町中山(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山(2)Ⅱ (110060186)	豊岡市但東町中山(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
虫生(2)Ⅱ (110060187)	豊岡市但東町虫生(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
虫生(3)Ⅱ (110060188)	豊岡市但東町虫生(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
虫生(4)Ⅱ (110060189)	豊岡市但東町虫生(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
虫生(5)Ⅱ (110060190)	豊岡市但東町虫生(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
虫生(1)Ⅱ (110060191)	豊岡市但東町虫生(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷虫生(1)Ⅱ (110060192)	豊岡市但東町虫生(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷虫生(2)Ⅱ (110060193)	豊岡市但東町虫生(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷虫生(3)Ⅱ (110060194)	豊岡市但東町虫生(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
口藤Ⅱ (110060195)	豊岡市但東町口藤(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(1)Ⅱ (110060196)	豊岡市但東町中藤(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(2)Ⅱ (110060197)	豊岡市但東町中藤(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(3)Ⅱ (110060198)	豊岡市但東町中藤(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

中藤(4)Ⅱ (110060199)	豊岡市但東町中藤(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(5)Ⅱ (110060200)	豊岡市但東町中藤(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(6)Ⅱ (110060201)	豊岡市但東町中藤(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(7)Ⅱ (110060202)	豊岡市但東町中藤(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
中藤(8)Ⅱ (110060203)	豊岡市但東町中藤(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(1)Ⅱ (110060204)	豊岡市但東町奥藤(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(2)Ⅱ (110060205)	豊岡市但東町奥藤(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(3)Ⅱ (110060206)	豊岡市但東町奥藤(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(4)Ⅱ (110060207)	豊岡市但東町奥藤(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(5)Ⅱ (110060208)	豊岡市但東町奥藤(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(6)Ⅱ (110060209)	豊岡市但東町奥藤(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(7)Ⅱ (110060210)	豊岡市但東町奥藤(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(8)Ⅱ (110060211)	豊岡市但東町奥藤(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(9)Ⅱ (110060212)	豊岡市但東町奥藤(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(10)Ⅱ (110060213)	豊岡市但東町奥藤(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥藤(11)Ⅱ (110060214)	豊岡市但東町奥藤(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
主計(1)Ⅱ (110060215)	豊岡市但東町赤花(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊

主計(2)Ⅱ (110060216)	豊岡市但東町赤花(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(3)Ⅱ (110060217)	豊岡市但東町赤花(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂津(2)Ⅱ (110060218)	豊岡市但東町坂津(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂津(3)Ⅱ (110060219)	豊岡市但東町坂津(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂津(4)Ⅱ (110060220)	豊岡市但東町坂津(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂津(1)Ⅱ (110060221)	豊岡市但東町坂津(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(1)Ⅱ (110060222)	豊岡市但東町赤花(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(2)Ⅱ (110060223)	豊岡市但東町赤花(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(3)Ⅱ (110060224)	豊岡市但東町赤花(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(4)Ⅱ (110060225)	豊岡市但東町赤花(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(5)Ⅱ (110060226)	豊岡市但東町赤花(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(6)Ⅱ (110060227)	豊岡市但東町赤花(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(7)Ⅱ (110060228)	豊岡市但東町赤花(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(8)Ⅱ (110060229)	豊岡市但東町赤花(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(9)Ⅱ (110060230)	豊岡市但東町赤花(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(10)Ⅱ (110060231)	豊岡市但東町赤花(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(11)Ⅱ (110060232)	豊岡市但東町赤花(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊

日場(12)Ⅱ (110060233)	豊岡市但東町赤花(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(13)Ⅱ (110060234)	豊岡市但東町赤花(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
日場(14)Ⅱ (110060235)	豊岡市但東町赤花(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(1)Ⅱ (110060236)	豊岡市但東町赤花(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(2)Ⅱ (110060237)	豊岡市但東町赤花(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(1)Ⅱ (110060238)	豊岡市但東町赤花(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(2)Ⅱ (110060239)	豊岡市但東町赤花(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(3)Ⅱ (110060240)	豊岡市但東町赤花(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷(4)Ⅱ (110060241)	豊岡市但東町赤花(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(4)Ⅱ (110060242)	豊岡市但東町赤花(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(5)Ⅱ (110060243)	豊岡市但東町赤花(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤花(6)Ⅱ (110060244)	豊岡市但東町赤花(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(4)Ⅱ (110060245)	豊岡市但東町赤花(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(5)Ⅱ (110060246)	豊岡市但東町奥赤(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(6)Ⅱ (110060247)	豊岡市但東町奥赤(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(7)Ⅱ (110060248)	豊岡市但東町奥赤(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(8)Ⅱ (110060249)	豊岡市但東町奥赤(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊



奥赤(9)Ⅱ (110060250)	豊岡市但東町奥赤(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(10)Ⅱ (110060251)	豊岡市但東町奥赤(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(11)Ⅱ (110060252)	豊岡市但東町奥赤(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(12)Ⅱ (110060253)	豊岡市但東町奥赤(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(13)Ⅱ (110060254)	豊岡市但東町奥赤(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(14)Ⅱ (110060255)	豊岡市但東町奥赤(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(15)Ⅱ (110060256)	豊岡市但東町奥赤(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(16)Ⅱ (110060257)	豊岡市但東町奥赤(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥赤(17)Ⅱ (110060258)	豊岡市但東町奥赤(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
東里川Ⅰ (210060133)	豊岡市但東町東里(別図105のとおり)	土石流
峠谷川Ⅰ (210060134)	豊岡市但東町東里(別図106のとおり)	土石流
奥山川Ⅰ (210060135)	豊岡市但東町木村(別図107のとおり)	土石流
宮川Ⅰ (210060136)	豊岡市但東町木村(別図108のとおり)	土石流
太田川右支溪第 5Ⅰ(210060137)	豊岡市但東町西野々(別図109のとおり)	土石流
太田川右支溪第 7Ⅰ(210060138)	豊岡市但東町高竜寺(別図110のとおり)	土石流
高竜寺川Ⅰ (210060139)	豊岡市但東町高竜寺(別図111のとおり)	土石流
小西谷Ⅰ (210060140)	豊岡市但東町坂野(別図112のとおり)	土石流

谷虫生川 I (210060141)	豊岡市但東町虫生 (別図 113 のとおり)	土石流
口藤川 I (210060142)	豊岡市但東町口藤 (別図 114 のとおり)	土石流
口藤北谷 I (210060143)	豊岡市但東町口藤 (別図 115 のとおり)	土石流
高来川 I (210060144)	豊岡市但東町中藤 (別図 116 のとおり)	土石流
奥藤川 I (210060145)	豊岡市但東町奥藤 (別図 117 のとおり)	土石流
太田川左支溪第 3 I (210060146)	豊岡市但東町中山 (別図 118 のとおり)	土石流
畑山北谷 I (210060147)	豊岡市但東町畑山 (別図 119 のとおり)	土石流
赤花川 I (210060148)	豊岡市但東町奥赤 (別図 120 のとおり)	土石流
峠谷川 I (210060149)	豊岡市但東町奥赤 (別図 121 のとおり)	土石流
水谷 I (210060150)	豊岡市但東町赤花 (別図 122 のとおり)	土石流
主楼谷川 I (210060151)	豊岡市但東町赤花 (別図 123 のとおり)	土石流
主計川 I (210060152)	豊岡市但東町赤花 (別図 124 のとおり)	土石流
坂津川 I (210060153)	豊岡市但東町坂津 (別図 125 のとおり)	土石流
坂津川西谷 I (210060154)	豊岡市但東町坂津 (別図 126 のとおり)	土石流
大谷川 I (210060155)	豊岡市但東町畑山 (別図 127 のとおり)	土石流
太田川右支溪第 4 II (210060156)	豊岡市但東町西野々 (別図 128 のとおり)	土石流
太田川右支溪第 6 II (210060157)	豊岡市但東町西野々 (別図 129 のとおり)	土石流

西野々川Ⅱ (210060158)	豊岡市但東町西野々(別図130のとおり)	土石流
太田川右支溪第 8Ⅱ(210060159)	豊岡市但東町中山(別図131のとおり)	土石流
坂野南谷Ⅱ (210060160)	豊岡市但東町坂野(別図132のとおり)	土石流
太田川右支溪第 9Ⅱ(210060161)	豊岡市但東町虫生(別図133のとおり)	土石流
太田川右支溪第 10Ⅱ (210060162)	豊岡市但東町虫生(別図134のとおり)	土石流
太田川右支溪第 11Ⅱ (210060163)	豊岡市但東町中藤(別図135のとおり)	土石流
中藤東谷Ⅱ (210060164)	豊岡市但東町中藤(別図136のとおり)	土石流
奥藤東谷Ⅱ (210060165)	豊岡市但東町奥藤(別図137のとおり)	土石流
奥藤東中谷Ⅱ (210060166)	豊岡市但東町奥藤(別図138のとおり)	土石流
奥藤南上谷Ⅱ (210060167)	豊岡市但東町奥藤(別図139のとおり)	土石流
山内川Ⅱ (210060168)	豊岡市但東町奥藤(別図140のとおり)	土石流
奥藤西下谷Ⅱ (210060169)	豊岡市但東町奥藤(別図141のとおり)	土石流
田原川Ⅱ (210060170)	豊岡市但東町虫生(別図142のとおり)	土石流
太田川左支溪第 4Ⅱ(210060171)	豊岡市但東町虫生(別図143のとおり)	土石流
畑山北上谷Ⅱ (210060172)	豊岡市但東町畑山(別図144のとおり)	土石流
赤花川右支溪第 1Ⅱ(210060173)	豊岡市但東町赤花(別図145のとおり)	土石流
赤花川北谷Ⅱ (210060174)	豊岡市但東町赤花(別図146のとおり)	土石流

赤花川北奥谷Ⅱ (210060175)	豊岡市但東町赤花（別図147のとおり）	土石流
赤花川Ⅱ (210060176)	豊岡市但東町赤花（別図148のとおり）	土石流
赤花川南奥谷Ⅱ (210060177)	豊岡市但東町赤花（別図149のとおり）	土石流
赤花川南中谷Ⅱ (210060178)	豊岡市但東町赤花（別図150のとおり）	土石流
赤花川南下谷Ⅱ (210060179)	豊岡市但東町赤花（別図151のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 11Ⅱ (210060180)	豊岡市但東町赤花（別図152のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 10Ⅱ (210060181)	豊岡市但東町赤花（別図153のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 8Ⅱ (210060182)	豊岡市但東町奥赤（別図154のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 9Ⅱ (210060183)	豊岡市但東町奥赤（別図155のとおり）	土石流
大谷川Ⅱ (210060184)	豊岡市但東町奥赤（別図156のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 6Ⅱ (210060185)	豊岡市但東町奥赤（別図157のとおり）	土石流
奥赤西谷Ⅱ (210060186)	豊岡市但東町奥赤（別図158のとおり）	土石流
奥赤西中谷Ⅱ (210060187)	豊岡市但東町奥赤（別図159のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 7Ⅱ (210060188)	豊岡市但東町奥赤（別図160のとおり）	土石流
西奥谷Ⅱ (210060189)	豊岡市但東町奥赤（別図161のとおり）	土石流
西下谷Ⅱ (210060190)	豊岡市但東町赤花（別図162のとおり）	土石流
赤花川左支溪第 5Ⅱ (210060191)	豊岡市但東町赤花（別図163のとおり）	土石流

日場Ⅱ (210060192)	豊岡市但東町赤花 (別図164のとおり)	土石流
赤花川左支溪第4Ⅱ (210060193)	豊岡市但東町赤花 (別図165のとおり)	土石流
寺谷Ⅱ (210060194)	豊岡市但東町赤花 (別図166のとおり)	土石流
赤花Ⅱ (210060195)	豊岡市但東町赤花 (別図167のとおり)	土石流
赤花川左支溪第3Ⅱ (210060196)	豊岡市但東町赤花 (別図168のとおり)	土石流
赤花Ⅱ (210060197)	豊岡市但東町赤花 (別図169のとおり)	土石流
坂津川東谷Ⅱ (210060198)	豊岡市但東町坂津 (別図170のとおり)	土石流
赤花川左支溪第1Ⅱ (210060199)	豊岡市但東町坂津 (別図171のとおり)	土石流
作山Ⅱ (210060200)	豊岡市但東町坂津 (別図172のとおり)	土石流
赤花川左支溪第2Ⅱ (210060201)	豊岡市但東町坂津 (別図173のとおり)	土石流
坂津川東中谷Ⅱ (210060202)	豊岡市但東町坂津 (別図174のとおり)	土石流
東里東谷Ⅱ (210060203)	豊岡市但東町東里 (別図175のとおり)	土石流
太田川左支溪第2Ⅱ (210060204)	豊岡市但東町東里 (別図176のとおり)	土石流

(別図1から別図176までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1133号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成19年11月2日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
------	------------------	-------	--------------	--------------

第H19但豊位置 0005号	19. 10. 16	豊岡市城崎町桃島字桃山1261番の一部	5.00	67.67
-------------------	------------	---------------------	------	-------

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地  
売払い物件

物件 番号	所 在 地	面 積 ㎡	地 目
1	神戸市兵庫区上沢通5丁目106番8	43.34	宅 地
2	神戸市長田区苅藻通6丁目80番	47.04	宅 地
3	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅 地
4	尼崎市立花町1丁目114番	269.15	宅 地
5	洲本市物部2丁目908番6	251.68	宅 地
6	姫路市的形町の形字松五良浜1698番3	127.74	宅 地
7	姫路市広畑区北野町2丁目59番1	146.57	宅 地
8	たつの市龍野町下霞城91番3	379.07	宅 地
9	佐用郡佐用町佐用字中町3005番8	287.90	宅 地
10	豊岡市出石町谷山字新町796番	344.28	宅 地
11	美方郡新温泉町芦屋字水尻853番124	181.15	宅 地
12	朝来市和田山町和田山字東裏148番4	264.31	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

(9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

### 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県企画管理部管理局管財課

### 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県企画管理部管理局管財課

(2) 配布期間及び申込期間

配布期間は平成19年11月2日（金）から同月22日（木）まで、申込期間は平成19年11月2日（金）から同月22日（木）まで。午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号1、2、3及び4

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成19年11月30日（金） 午前9時30分から

(2) 物件番号5

ア 場所

洲本市塩屋2丁目4-5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成19年12月3日（月） 午後1時30分から

(3) 物件番号6、7、8及び9

ア 場所

姫路市北条1-98

姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成19年12月4日（火） 午前9時30分から

(4) 物件番号10、11及び12

ア 場所

豊岡市幸町7-11

豊岡総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成19年12月5日（水） 午後1時から

### 6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

#### 7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること（物件番号6、11及び12を除く）。

#### 8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 9 入札についての照会先

兵庫県企画管理部管理局管財課

電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551

#### 平成19年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、平成19年10月22日に次の者を表彰した。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 氏名及び住所

赤松路子	神戸市
阿瀬井宏一	丹波市
大西さよ子	神戸市
神田保男	神戸市
北内秀樹	南あわじ市
先田篤男	川西市
下井田敬二郎	尼崎市
田路享三	姫路市
仲井久雄	西宮市
中村範平	神戸市
西田英之	相生市
藤井茂	丹波市
宮野淳	西宮市
山下英世	芦屋市

#### 2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年11月2日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市六麓荘町170番2から170番4まで

#### (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称



神戸市中央区元町通2丁目9番1号

大一興業株式会社 代表取締役 岡本 芳 邦

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年9月5日

兵庫県指令神南(建)第1-6-2号(17芦屋)

2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町太田字ツンポリ700番2の一部、702番から704番までの各一部、708番の一部、724番の一部、726番1の一部、727番1の一部、728番1の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

揖保郡太子町東出216番地の5

山榮徳行株式会社 代表取締役 山本 陽 典

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年9月12日

兵庫県指令西播(建)第1-8-2号(19太子)

3(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

篠山市今田町下立杭字クツワゴノ坪599番、600番3、601番、602番3

同 市今田町東庄字澤谷193番、195番

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

篠山市今田町下立杭601番地

有限会社グリーン立杭 取締役 市野 哲 雄

(3) 許可年月日及び許可番号

平成19年9月21日

兵庫県指令丹波(建)第1-2-2号(15篠山)

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年11月2日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 落札に係る物品の名称及び数量

地域通信衛星ネットワーク映像デジタル機器一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成19年9月18日

4 落札者の名称及び住所

財団法人自治体衛星通信機構 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号

5 落札金額

55,111,035円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告をした日

平成19年8月7日

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年11月2日

契約担当者

県立香住高等学校長 樋口 忠幸

## 1 調達内容

## (1) 業務件名及び数量

実習船「但州丸」第2種中間検査及び整備一般工事 一式

## (2) 工事の内容及び仕様等

総トン数499トンの実習船「但州丸」の第2種中間検査及び整備一般工事  
仕様は入札説明書による。

## (3) 履行期限

平成20年3月7日(金)まで

## (4) 履行場所

実習船「但州丸」の定けい港(香住港)から250マイル以内の請負造船所

## (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 平成14年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締まり等を目的とする総トン数450トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した義務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 総トン数499トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック(乾船渠)を所有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 鶴田

電話 (0796) 36-1181

(2) 申込書の提出期限、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年11月2日(金)から同月19日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)毎日午前9時から午後4時まで(午後0時から午後0時45分までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年12月12日(水) 午後2時 県立香住高等学校会議室

(4) 入札書の受領期限

上記3(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年12月11日(火)午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年12月10日（月）正午までに県立香住高等学校に納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて12月10日（月）正午までに県立香住高等学校に提出すること。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
  - (4) 入札者に求められる義務
    - ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した項目を履行できることを証明する書類を平成19年11月19日（月）午後4時までに上記3(1)に提出すること。
    - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
  - (5) 入札に関する条件
    - ア 入札書は所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等を行うこと。
    - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年12月中旬）までであること。
    - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
    - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
    - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
    - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
    - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
    - ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
    - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
    - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
      - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
      - (イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
  - (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - (7) 契約書作成の要否  
要作成
  - (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した船舶の検査・修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (9) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity :  
Tadayuki Higuchi, Principal of Kasumi Senior High School, Hyogo Prefecture
  - (2) Nature and quantity of the services to be required :

The second class intermediate survey & Repair services of the fisheries training vessel TANSHU-MARU 1set

- (3) Contact fulfillment period :  
March 7, 2008
- (4) Contact fulfillment place :  
Dockyard near (250N. M. ) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
16:00, November 19, 2007
- (6) Deadline for tender :  
14:00, December 12, 2007 by direct delivery ;  
17:00, December 11, 2007 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Mr. Tsuruta  
Administrative Office, Kasumi Senior High School  
40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563  
TEL : (0796) 36-1181

### 企業庁公告

#### 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年11月2日

兵庫県公営企業管理者 辻井 博

- 1 入札に付する県有地  
売払い物件

| 物件<br>番号 | 所<br>在<br>地    | 面<br>積<br>㎡ | 地<br>目 |
|----------|----------------|-------------|--------|
| 1        | 明石市大蔵谷字奥780番16 | 235.40      | 宅 地    |
| 2        | 明石市大蔵谷字奥780番17 | 238.38      | 宅 地    |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

- イ 落札者が契約を締結することまたは契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- 3 契約条項を示す場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
兵庫県企業庁管理局総務課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
兵庫県企業庁管理局総務課
- (2) 配布期間及び申込期間  
配布期間は平成19年11月2日（金）から同月22日（木）まで、申込期間は平成19年11月2日（金）から同月22日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。  
毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1、2
- ア 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- イ 日時  
平成19年11月29日（木） 午前9時30分から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。  
(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。  
(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。  
(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。  
(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。  
(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県企業庁管理局総務課  
電話（078）341-7711 内線 5409

正 誤

## 兵庫県告示第1025号（土地改良区役員の退任及び就任の届出）中

| (ページ) | (行)   | (誤)  | (正)  |
|-------|-------|------|------|
| 5     | 下から13 | 小畑 幸 | 尾畑 幸 |
| 6     | 上から5  | 小畑 幸 | 尾畑 幸 |